

# 松江市 報道提供資料

令和6年5月31日

## 件名

第9回松江市消防操法大会の開催について

## 内容

5年ぶりに松江市消防操法大会を開催します。

主催:松江市

日時:令和6年6月9日(日) 13時00分～15時30分

会場:島根県消防学校 屋外訓練場(雨天決行)

※災害発生等の可能性がある場合には大会を中止します

開 会 式:13時00分

操 法 開 始:13時30分～

閉 会 式:15時00分

出 場 チーム:5チーム

消防操法種別:小型ポンプ操法(今大会は、ポンプ車操法を実施しない)

## 注目点

令和元年度以来5年ぶりに松江市操法大会を実施します。

本大会で3位以内のチームが、島根県消防操法大会へ出場します。

※7月7日(日)開催の島根県消防操法大会の結果により、全国消防操法大会の出場チームが決定します。

## 【問い合わせ】

消防本部消防総務課消防団室 担当:吉岡 電話:0852-32-9113

# 第9回 松江市消防操法大会実施要綱

## 1 目的

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の充実発展に寄与することを目的とする。

## 2 主催

松江市

## 3 日時

令和6年6月9日（日） 13時00分から15時30分まで

## 4 場所

松江市乃木福富町735番地157 「島根県消防学校 屋外訓練場」

## 5 大会役員

大会長	松江市市長	上定昭仁
副大会長	松江市副市長	講武直樹
	松江市消防団長	松浦嘉昭
	松江市消防長	井ノ下秀彦
委員	松江市消防団副団長	井上勇夫
	松江市消防団副団長	南波幸治
	松江市消防団副団長	渡部欣治
	松江市消防次長	足立博之
	松江市消防次長	岡田等
	松江市北消防署長	平野和重
	松江市南消防署長	福島透
審査長	松江市消防本部警防課長	阪本宣幸
審査員	松江市消防本部職員（島根県消防協会会長の委嘱する者を含む）	
補助員	松江市消防団員	

## 6 大会次第

### (I) 開会式（13時00分）

- ア 大会長挨拶
- イ 松江市消防団長挨拶
- ウ 来賓祝辞
- エ 優勝杯返還

オ 競技上の注意

カ 選手宣誓

(2) 操法開始 (13 時 30 分)

(3) 閉会式 (15 時 00 分)

ア 成績発表ならびに講評

イ 表彰

## 7 消防操法種別

小型ポンプ操法 (今大会は、ポンプ車操法を実施しない。)

## 8 操法要領

「第 9 回松江市消防操法大会実施要領」による

## 9 出場チーム

出場順	方面団名	競技時間 (予定)
1	玉湯方面団	13:30 ~ 13:45
2	宍道方面団	13:45 ~ 14:00
3	松江橋北方面団	14:00 ~ 14:15
4	松江橋南方面団	14:15 ~ 14:30
5	八束方面団	14:30 ~ 14:45

## 10 出場資格

松江市消防団員であること

## 11 使用消防機械器具

(1) ポンプ及び機材

使用するポンプ及び機材は、原則として持ち込みとする。

(2) ホース

使用圧力 1.3MPa (13Kg/cm<sup>2</sup>) 以上、内径 65mm、長さ 20m (金具部分を除く布部分の長さ) 以上の消防用ホースとする。

(3) 筒 先

23 型以下の噴霧ノズル付、プレイパイプの長さは 60cm 以上のものとする。

(4) とび口

長さ 1.5m 以上のものとする。

## 12 出場チームの服装

(1) 消防団員服制基準に定める活動服等とする。

(2) ヘルメット及び手袋を着用する。

- (3) 靴は、操法に支障のないものとする。
- (4) (1)~(3)について出場方面団ごとに斉一を期すこと。
- (5) 次に定めるゼッケンをつけること。(「指」、「1」、「2」、「3」、「補」)
  - ア 大きさ(基準)横 25cm 縦 24cm
  - イ 生地は白色、黄色及び橙色のいずれか一色とする。
  - ウ 文字及び数字(アラビア数字)は、黒色とする。
  - エ ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと。
  - オ 取り付け方法は、問わない。
- (6) 階級章は不要とする。

### 13 審査結果の発表

審査長が、審査結果に基づいて次の事項を発表する。

- (1) 成績順
- (2) 方面団名
- (3) 総合得点

### 14 表彰

審査結果に基づいて、操法の種別ごとに次のとおり表彰する。

- (1) 第1位 賞状及び優勝カップ(持ち回り)の贈与
- (2) 第2位、第3位 賞状及びトロフィーの贈与

### 15 県大会出場権

次のチームが、島根県消防操法大会の出場権を得る。

小型ポンプの部 3位まで

### 16 その他

- (1) 大会は、晴雨にかかわらず実施する。  
ただし、災害発生、豪雨等による警報発令等、実施困難のため当日の開催を中止する場合は、大会役員が協議を行い、開催前日あるいは当日の早朝、大会事務局から出場方面団に通知する。
- (2) その他必要事項は、大会長が定める。